ハ　土壌中における硝酸化成を抑制する材料（農林水産大臣が指定するものを除く。）が使用された肥料

ニ　液状の肥料（当該肥料を原料として配合した普通肥料がその配合又は加工に伴い化学的変化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産大臣が定める要件を満たすものを除く。）

ホ　牛、めん羊又は山羊由来の原料（牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。）を使用して生産された肥料（牛、めん羊、山羊及び鹿による当該肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するため、農林水産大臣が定めるところにより、当該摂取の防止に効果があると認められる材料（農林水産大臣が指定するものに限る。）若しくは原料の使用又は当該疾病の発生の予防に効果があると認められる方法による原料の加工その他必要な措置が行われたものを除く。）

ヘ　第一条第一号から第七号までに掲げる普通肥料

ト　農林水産大臣が指定する特殊肥料（液状のものを除く。）

二　次の表の各項の上欄に掲げる肥料の区分に応じ、それぞれ当該各項の下欄各号に掲げる肥料のいずれかを原料として配合したもの（配合若しくは混入又は加工に伴い化学的変化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産大臣が定める要件を満たすものを除く。）

一	石灰質肥料（農林水産大臣が指定するものを除く。）又はけい酸質肥料（シリカゲル肥料を除く。）に属する普通肥料	一　当該肥料の属する種別と異なる種別に属する普通肥料（アルカリ分を保証するもの（混合りん酸肥料を除く。以下この表において同じ。）又は苦土肥料に属するもの（水溶性苦土を保証するものを除く。以下この表において同じ。）を除く。第二項において「石灰質肥料等と異なる種別の普通肥料」という。） 二　第一条第八号に掲げる普通肥料 三　特殊肥料（農林水産大臣が指定する特殊肥料を除く。）
二	石灰質肥料等と異なる種別の普通肥料	特殊肥料（農林水産大臣が指定する特殊肥料に限る。）

備考

第一条の二第一項に規定する肥料にあつては、この表の第一項上欄に掲げる肥料と同項下欄第一号に掲げる肥料を原料として配合した肥料に限る。

三　配合若しくは混入又は加工に当たつて肥料の品質を低下させるような異物を混入したもの（第一条の二第三項に規定する肥料にあつては、第一条の三に規定する土壌改良資材を除く。）

四　配合若しくは混入又は加工に当たつて第四条第三号に規定する材料（農林水産大臣が指定するものを除く。）を使用したもの